

E i w a N e w s

青色欠損金の繰越控除

平成 24 年 10 月
(No. 087)

本誌 No.77 において、法人税の青色欠損金の繰越控除についての改正概要をご紹介しました。

この改正により、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、青色欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長され、また、中小法人等以外の法人については、青色欠損金の繰越控除額が所得金額の 8 割に制限されることとなりました。

今回は、これらの内容の詳細についてお知らせします。

【1】 青色欠損金の繰越控除

(1) 内容

確定申告書を提出する法人の事業年度開始の日前 9 年（改正前は 7 年）以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（すでにこの規定及び欠損金の繰戻し還付の計算の基礎となったものを除く）は、その事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されます。

	区分	改正後	改正前
繰越期間	全法人	9 年	7 年
繰越控除額	中小法人等	所得金額	所得金額
	中小法人等以外の法人	所得金額×80%	

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度分の欠損金から適用されることとなります。

(2) 中小法人等

下記の法人をいい、中小法人等に該当するか否かは、欠損金を損金算入する事業年度終了の時において判定します。

- ①普通法人のうち、事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（ただし、資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人等（大法人）との間に完全支配関係がある普通法人及び完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人を除く）
- ②公益法人等
- ③協同組合等
- ④人格のない社団等

(3) 帳簿書類の保存

平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度においては、帳簿書類の保存期間が、7 年間から 9 年間に延長されました。

(8 年目、9 年目に繰り越して損金算入を行う法人に限り適用されます。)

(4) 更正の期間制限の延長

法人税の欠損金にかかる更正の期間制限は、7 年から 9 年に延長されました。

(5) 更正の請求期間の延長

法人税の欠損金にかかる更正の請求期間は、1 年から 9 年に延長されました。

【2】 注意点

(1) 事業年度の中で繰越控除額の制限対象外となった場合

減資により資本金 1 億円以下となった場合などは、その事業年度の中途から繰越控除額の制限対象外となります。この場合、繰越控除額の制限対象時に生じた欠損金であっても、制限対象外となった事業年度では、所得金額に達するまで全額控除することが可能となります。

(2) 経過措置

一定の決定や事実が平成 24 年 4 月 1 日以前にあった場合、下記に掲げる期間は中小法人等以外の法人であっても、繰越控除額の 80%制限がありません。

① 更生手続開始の決定があった場合

当該更生手続開始の決定にかかる更生計画認可決定の日以後 7 年を経過する日までの期間

② 再生手続開始の決定があった場合

当該再生手続開始の決定にかかる再生計画認可決定の日以後 7 年を経過する日までの期間

③ ①又は②に準ずる一定の事実があった場合

当該事実が生じた日以後 7 年を経過する日までの期間

(3) 法人事業税

法人税と同様に法人の所得を課税標準とする法人事業税の所得割の計算においても、本改正が影響します。

(4) 法人住民税

法人税額を課税標準とする法人住民税の法人税割の計算においても、本改正が影響します。

ご不明なこと等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。